

玄海原子力発電所 2号炉審査資料	
資料番号	本文七-1
提出年月日	令和元年 12月 12日

玄海原子力発電所 2号炉  
解体工事準備期間における  
除染について

令和元年 1 2月  
九州電力株式会社

## 目 次

1. 除染の対象範囲及び方法 .....	1
2. 具体的な除染対象及び除染方法 .....	2
3. 安全管理上の措置 .....	2

## 1. 除染の対象範囲及び方法

2号炉の廃止措置工程は、廃止措置の第1段階を実施中の1号炉と第2段階以降の工程を合わせて進めることで解体作業に必要な資機材等の有効活用を図るため、第1段階6年、第2段階15年、第3段階7年、第4段階7年の合計35年としている。この工程から、原子炉周辺設備等の解体撤去を開始するまで（第2段階に移行するまで）、原子炉本体等の解体撤去を開始するまで（第3段階に移行するまで）の期間は、それぞれ6年、21年であり、放射能減衰を考慮すると線量当量率は十分低減できる見込みである。

第1段階に実施する除染の対象範囲は、放射線業務従事者の被ばく低減するため、原子炉施設の維持管理設備が多いこと等を考慮し、第2段階に主に解体撤去を行う原子炉補助建屋内とする。なお、原子炉格納容器内については、解体撤去を行うのは主に第3段階であること、維持管理対象設備が少ないことを考慮し第1段階の除染の対象外とする。原子炉補助建屋内における除染の対象範囲の選定は、設備の表面線量当量率が $0.05\text{mSv}/\text{h}^*$ 程度を超える箇所を抽出し、除染後に設備の表面線量当量率を $0.05\text{mSv}/\text{h}$ 程度以下とするため、表面線量当量率を実測して除染対象箇所を選定する。除染対象範囲の選定フローを第1図に示す。

除染の方法は、その箇所について、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の機械的方法により除染を行うこととする。また、除染対象物の形状や汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には、化学的方法により除染を行う。

※：管理区域内での1日の最大労働時間（10時間）を考慮しても、「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日基発0810第1号）において示されている「実効線量が1日につき1ミリシーベルト」に対して十分低く抑えられる線量当量率として設定した。

## 2. 具体的な除染対象及び除染方法

具体的な除染対象については、選定した範囲を詳細に表面線量当量率測定を実施し決定するが、選定した範囲の系統構成は主に配管及び弁となっている。これらの除染方法についてはプラント運転中等の実績を踏まえ以下のとおりとする。

### (1) 機械的方法

単純形状である配管及び弁については、研磨剤を使用するブラスト法、ブラシ等による研磨法等の除染を行う。

### (2) 化学的方法

選定した範囲、除染対象物の形状及び汚染の状況等を踏まえ、有効と判断した場合には化学的除染を行う。

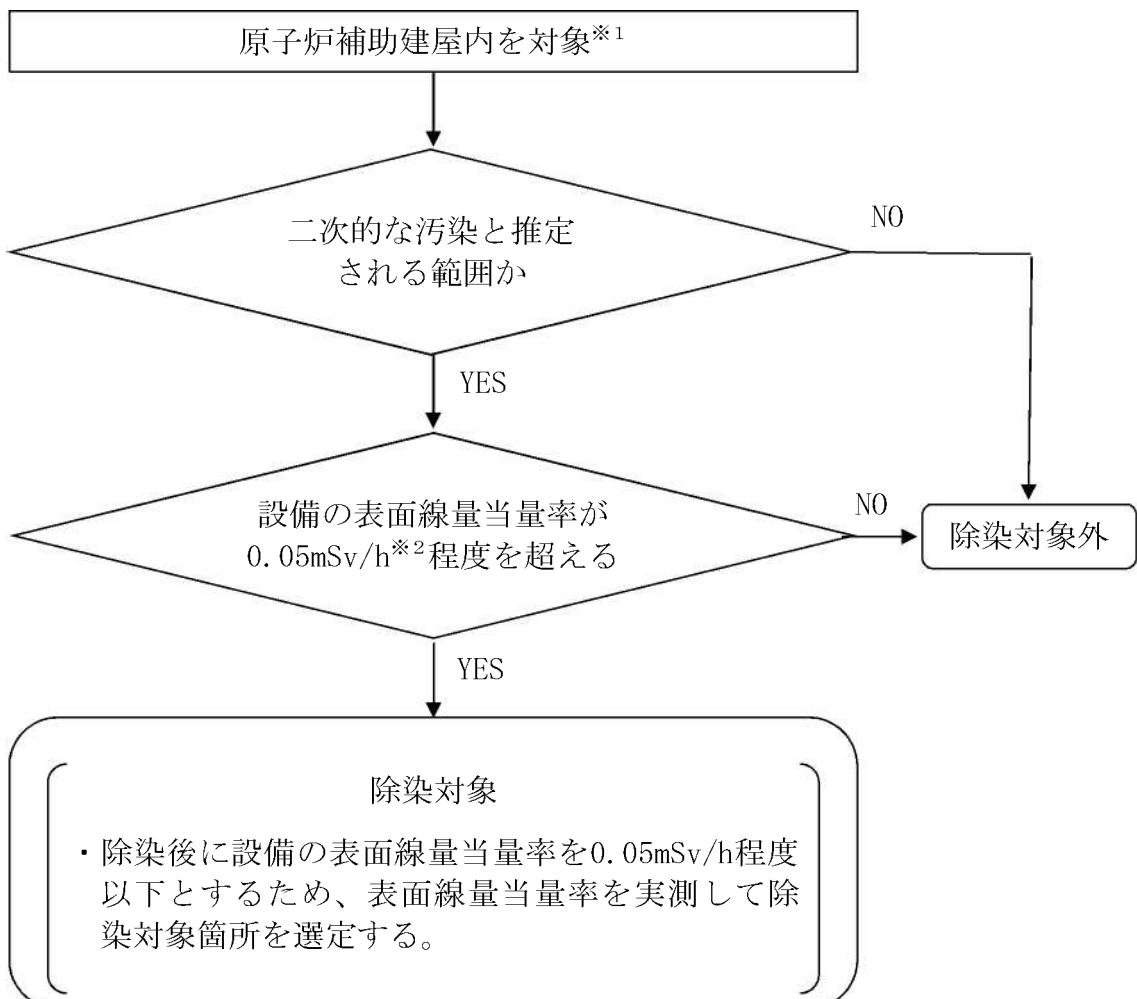
## 3. 安全管理上の措置

除染に当たっては、放射性物質の漏えい及び拡散防止対策並びに被ばく低減対策を講じることを基本とし、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするよう努める。また、安全確保対策として事故防止対策を講じる。

具体的には以下の事項等を実施する。

- ・外部被ばく低減のため、線量当量率を考慮し、放射線遮へい、遠隔操作装置の導入及び立入制限等を行う。
- ・内部被ばく防止のため、汚染レベルを考慮し、マスク等の防護具を用いる。
- ・除染の実施に当たっては、目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討する等して、被ばく低減に努める。
- ・線量当量率が著しく変動するおそれがある場合は、作業中の線量当量率を監視する。
- ・火災、爆発及び重量物の取扱いによる人為事象に対する安全対策として、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底及び重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。
- ・事故発生時には、事故拡大防止等の応急措置を講じるとともに、早期の復旧に努める。

以上



※ 1 : 放射線業務従事者の被ばく低減するため、原子炉施設の維持管理設備が多いこと等を考慮し第2段階に主に解体撤去を行う原子炉補助建屋内のエリアを除染の対象とする。原子炉格納容器内のエリアについては、解体撤去を行うのは主に第3段階であること、維持管理を行う設備が少ないことを考慮し除染の対象外とする。

※ 2 : 管理区域内での1日の最大労働時間（10時間）を考慮しても、「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日 基発0810第1号）において示されている「実効線量が1日につき1ミリシーベルト」に対して十分低く抑えられる線量当量率として設定。

第1図 除染対象範囲の選定フロー